

「令和 7 年度 甲斐市公共施設脱炭素化設備導入事業」
公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 6 月

(令和 7 年 6 月 25 日改訂版)

甲斐市

1 事業名称

「令和 7 年度甲斐市公共施設脱炭素化設備導入事業」

2 事業目的

甲斐市では、地球温暖化防止に向け、2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の実現に取り組むことを令和 2 年 7 月に宣言し、令和 5 年 4 月には、甲斐市の提案が脱炭素先行地域として採択され、国からの交付金を活用しながら、より加速的に二酸化炭素排出量の削減に向けた取組を進めることとしている。

本業務はその取組推進を目的とし、脱炭素先行地域づくり事業のうち公共施設へのソーラーカーポート設備の導入、自家消費型太陽光発電設備の導入、公共施設の照明 LED 化を実施するものである。

3 事業概要

(1) 事業内容：詳細については別紙「仕様書」のとおり

ア 公共施設へのソーラーカーポート設備の導入

イ 公共施設への自家消費型太陽光発電設備の導入

ウ 公共施設の照明 LED 化

いずれの場合もリース（維持管理、保守等を含む）により実施するものとし、ア～ウについて一括して提案募集するものである

(2) 対象施設：別紙「仕様書」、参考資料等のとおり

※施設の事情などにより事業候補施設から除く場合がある

(3) 履行期間：

リース期間については、次のとおりとする。なお、設備の導入は令和 8 年 2 月末までに行うこととする。

ア ソーラーカーポート設備：契約締結日から 15 年を経過した日以後における最初の 3 月 31 日まで

イ 太陽光発電設備：契約締結日から 17 年を経過した日以後における最初の 3 月 31 日まで

ウ 照明 LED 化：契約締結日から 15 年を経過した日以後における最初の 3 月 31 日まで

(4) リース料金限度額（リース契約履行期間内の料金総額 消費税及び地方消費税を含む）：

253,077,000 円

(5) 交付限度上限額（消費税及び地方消費税を含まない）：

243,855,000 円

※上限額は下記交付金を活用した場合の交付限度額

本事業は、国の「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）脱炭素先行地域づくり事業」を活用するものであり、国交付要綱、国実施要領等に沿ったものとする。なお、交付金の活用に当たっては、市から受託者に間接交付することから、受託者は市が定める補助金交付要綱に基づき補助金交付に係る必要な手続きを行うものとする。

4 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

なお、本事業の契約はリース契約とし、設置設備種類毎（ソーラーカーポート、太陽光発電設備、照明 LED）に契約を締結するものとする。

（プロポーザル方式を採用する理由）

本事業は、多様な導入方法、機器、手法があるため、業者選定に当たっては価格のみによらず、提案内容や事業ノウハウ、事業実施体制について、市にとって最も適切な事業者を総合的に選定する必要があることから、事業予定者を選定するプロポーザル方式を採用する。

また、より多くの事業者の参加を促進することで、市が求める要件に適した信頼できる事業者を選定することが可能となることから、指名型プロポーザル方式ではなく、公募型プロポーザル方式を採用する。

なお、この契約は、「甲斐市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約であり、翌年度以降において当該契約にかかる予算の減額又は削除があった場合は、当該契約は解除できるものとする。

5 参加資格条件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当しない者であって、同条第 2 項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者。
- (2) 国、地方公共団体等による工事等請負契約及び委託契約に係る指名停止等を現に受けていない者。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（再生手続き開始又は、民事再生手続き開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）。
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過していない者でないこと。

- (6) 参加表明書の受付日からさかのぼり、6 か月以内に手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (7) 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団または暴力団員に該当しないこと。またそれらの者から委託を受けた者でないこと。
- (8) 対面又はオンラインによる打ち合わせに常時参加できる体制を整えていること。
- (9) 参加表明書及び宣誓書等提出の時点において、国、都道府県及び市町村税の滞納がないこと。
- (10) 国又は地方公共団体が発注する、本プロポーザル実施要領 3 事業概要（1）事業内容のアイウいずれかの事業内容の同種事業又は類似事業を令和 2 年度以降（過去 5 年間）に受注し、かつ履行した実績を有していること。同種業務及び類似業務の定義は、次のとおりとする。

【同種業務】

本プロポーザル実施要領 3 事業概要（1）事業内容のアイウいずれかにおいてリース契約により受注した業務。

【類似業務】

本プロポーザル実施要領 3 事業概要（1）事業内容のアイウいずれかにおいてリース契約以外の契約方式により受注した業務。

- (11) 事業の実施については、必要な法的資格等を保有していること。

6 スケジュール

(1) 日程

項 目		期 限
1	実施要領の公表	令和 7 年 6 月 12 日（木）
2	現地見学会の受付期限	令和 7 年 6 月 18 日（水）午後 5 時まで
3	現地見学会	令和 7 年 6 月 26 日（木）まで随時
4	実施要領に関する質問受付	令和 7 年 6 月 27 日（金）正午まで随時
5	質問回答	令和 7 年 7 月 2 日（水）までに随時回答 回答は甲斐市ホームページに掲載
6	参加表明書等の提出期限	令和 7 年 7 月 8 日（火）午後 5 時まで
7	技術提案書等の提出期限	令和 7 年 7 月 16 日（水）正午まで
8	プレゼンテーション審査	令和 7 年 7 月 22 日（火）
9	プレゼンテーション結果通知	令和 7 年 7 月下旬を予定

10	基本協定の締結	令和 7 年 8 月上旬を予定
11	現地調査及び詳細協議	令和 7 年 8 月上旬～8 月下旬を予定
12	本契約締結	令和 7 年 9 月上旬を予定

(2) 現地見学会受付

ア 現地見学会について

本業務への参加に当たり、現地の設備状況を詳細に把握することを目的として、現地見学会を実施する。

イ 申込

(ア) 受付日時

令和 7 年 6 月 12 日（木）から令和 7 年 6 月 18 日（水）午後 5 時まで

(イ) 申込方法

電子メールのみ受付とする。件名を「令和 7 年度甲斐市公共施設脱炭素化設備導入事業に関する現地見学会申込」とし、(ウ)の内容を記載したものを送付

甲斐市脱炭素社会推進課 事業推進係（TEL055-267-6559）

E-mail : datsutansojigyoku@city.kai.yamanashi.jp

※送信後、必ず電話により受信確認すること。

(ウ) 申込内容

- ・参加希望の意思表示
- ・事業者名及び見学会対応に係る代表者氏名
- ・参加人数
- ・連絡可能な電話番号、電子メールアドレス

ウ 現地見学会日時

令和 7 年 6 月 26 日（木）まで随時

エ その他

日程、集合場所等の詳細については、市から申込者に連絡する。

(3) 実施要領に関する質問受付及び回答

ア 質問の方法

本実施要領に関する質問については、電子メールのみの受付とする。電話、FAX、口頭及び持参等は不可とする。質問書（様式 1）を使用し、件名を「令和 7 年度甲斐市公共施設脱炭素化設備導入事業に関する質問」として、令和 7 年 6 月 27 日（金）正午までに次の送信先に送信するものとする。

他の参加者の情報等に関する質問については受け付けない。

イ 送信先

甲斐市脱炭素社会推進課 事業推進係（TEL055-267-6559）

E-mail : datsutansojigyoku@city.kai.yamanashi.jp

※送信後、必ず電話により受信確認すること。

ウ 回答

令和 7 年 7 月 2 日(水)までに随時市ホームページに掲載し、個別には回答しない。

(4) 参加表明書等

ア 受付期間

令和 7 年 7 月 8 日(火)午後 5 時まで(必着)

受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする(ただし土、日、祝日は除く)。

イ 提出方法及び提出先

次の住所への持参又は郵送とする。

〒400-0192 山梨県甲斐市篠原 2610 番地 甲斐市脱炭素社会推進課 事業推進係

ウ 提出書類

次の書類にインデックスを張り付け、A4 ファイルに綴じたものを 10 部(正本 1 部、副本 9 部)提出すること。

様式 2 参加表明書及び宣誓書

様式 3-1 事業者の関連業務実績一覧

様式 3-2 協力会社届出書(該当する場合)

任意様式 参加者概要資料(会社案内、パンフレット等)

任意様式 国、事業所所在地の都道府県及び市町村税の滞納がないことが証明できるもの(滞納がない旨の証明書又は納税証明書の写し。ただし、参加表明書及び宣誓書等の書類提出日以前 1 か月以内に発行されたものに限る。

※証明書の例

国税：納税証明書様式その 3 の 3

都道府県税：未納がない旨の証明書又は該当する税目の納税証明書

市町村税：未納がない旨の証明書

(5) 技術提案書等

ア 受付期間

令和 7 年 7 月 16 日(水)正午まで(必着)

受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする(ただし土、日、祝日は除く)。

イ 提出方法及び提出先

次の住所への持参又は郵送とする。

〒400-0192 山梨県甲斐市篠原 2610 番地 甲斐市脱炭素社会推進課 事業推進係

ウ 提出書類

次の書類にインデックスを張り付け、A4 ファイルに綴じたものを 10 部（正本 1 部、副本 9 部）及び全ての電子データを保存した CD-R 又は DVD-R を提出すること。

- 様式 4 技術提案書提出届出書
- 任意様式 技術提案書（40 ページ以内。なお、A4 ファイルには両面印刷した上で綴ること。）
- 任意様式 参考見積書
- 様式 5-1 業務実施体制
- 様式 5-2 予定技術者の業務実績

エ 提出書類作成時のその他留意事項

使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとする。提出日付は統一すること。また、技術提案書については、次の事項を含めるものとする。

項 目		内 容
1	実施方針	・提案の基本方針、概要、事業期間、事業期間終了後の運用、設備の平時のシステム構成図、事業期間終了後の取扱、緊急時の運用体制等を記載すること。
2	導入設備	・想定導入機器及び仕様内容。 ・太陽光発電設備導入規模や工法について、自家消費率や技術的根拠を示すこと。
3	温室効果ガス排出削減量	・温室効果ガス排出削減量は、各施設各設備における 1 年間及び事業期間中の総量を算出すること。
4	スケジュール	・調整及び工事に必要な工程について設備ごとにスケジュールを記述すること。
5	提案価格内訳	・本事業に係る初期費用として設備導入に係る工事費を示すこと。 ・本事業は地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業）により実施されるものである。地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領を確認し、交付対象経費及び交付対象外経費を明確に区分けした上で、本事業に充当される交付金額を算出し記述すること。 ・リース料金は次の事項に留意すること。 ① リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。 ② リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明

		できる書類を具備すること。
6	リース期間中の事業シミュレーション	・リース事業期間中の事業シミュレーション（電気料金の削減金額等の経済効果）を算出し示すこと。シミュレーションには機器更新費、廃棄費用、維持管理費用を含めた全てのコストを含むものとする。
7	その他（維持管理等）	・リース期間中の維持管理にかかる想定費用を算出し記述すること。 ・保証期間と保証期間内に不具合が発生したときの対応を記述すること。

※上記以外に、事業者のノウハウを活かした提案がある場合は、併せて記述することも可とする。

オ 途中の参加辞退

参加表明書提出後に辞退する場合は、電子メールにより、件名を「令和 7 年度甲斐市公共施設脱炭素化設備導入事業公募型プロポーザル参加辞退」とし、辞退届（様式 6）を次の送信先へ送信すること。

送信先

甲斐市脱炭素社会推進課 事業推進係（TEL055-267-6559）

E-mail : datsutansojigyoku@city.kai.yamanashi.jp

※送信後、必ず電話により受信確認すること。

(6) 既存資料の提供

技術提案書の作成に当たり、次の資料を提供する。

（ア）（ウ）（エ）（オ）（カ）は電子データにより提供する。（イ）は閲覧可とする。

ア 資料名

（ア）甲斐市が環境省より採択された脱炭素先行地域の計画提案書「“隼（甲斐）より始めよ” 人と資源の循環モデルゼロカーボンロードで「めぐる」自然とワイナリー」

（イ）図面（建築工事図面、電気工事図面、構造計算書）

（ウ）電力データ（30 分デマンド値、直近の電気料金請求書）

（エ）甲斐市公共施設等太陽光発電設備導入調査業務委託報告書成果品

（オ）令和 6 年度甲斐市公共施設脱炭素化設備導入事業完成図（竜王図書館 PV 及び敷島保健福祉センターPV に限る）

（カ）LED 化工事に関する資料（竜王図書館及び敷島保健福祉センターに限る）

イ 閲覧場所

甲斐市役所内で市が指定する場所

ウ 閲覧期間

令和 7 年 6 月 12 日（木）から令和 7 年 6 月 27 日（金）午後 5 時まで

(ただし土、日、祝日は除く)。

エ その他

(ア) 閲覧を希望する場合は、事前に市と日時等を協議すること。

(イ) 閲覧日時の協議については電話により行うものとする。

055-267-6559 (脱炭素社会推進課直通)

(ウ) 資料は、技術提案書作成以外の目的で使用しないこと。

(エ) 資料提供の条件として、上記「5 参加資格条件」を有するもの。

(オ) 閲覧当日は、社員証及び身分を証明するもの(免許証等)を持参すること。

(カ) 電子データの提供を希望する場合は、次のアドレスに連絡すること。

datsutansojigyoku@city.kai.yamanashi.jp (脱炭素社会推進課事業推進係)

※送信後、必ず電話により受信確認すること。

7 審査及び審査結果の通知と公表

(1) 審査方法

提案の審査に当たっては、「令和7年度甲斐市公共施設脱炭素化設備導入事業公募型プロポーザル審査委員会」を開催し、提出された企画提案書等に記載された提案内容について審査基準に基づいて審査を行う。

審査委員が企画提案書等について評価した点を合計したものを審査点(120点満点)とし、各審査委員における審査点が最も高い者から順位を付けた後、当該順位で第1位を得た数が多い順に参加者順位を付け、第1位の者を最優秀提案者、第2位の者を優秀提案者として選定する。

ただし、順位決定を行う際、同順位が複数ある場合は、同順位の者のうち参加者順位第2位を最も多く得た参加者を上位として扱う。さらに同数の場合は、各審査委員の審査点の合計が最も多い参加者を上位として扱う。

参加者が1者のみだった場合については、本事業が脱炭素先行地域内の取組に係る事業計画に関連して、可及的速やかな事業実施を求められることから、再公募は行わず、各審査委員の評価点数の合計が満点の7割以上であることを条件として、審査委員の協議により、その提案者を最優秀提案者とする。

(2) プレゼンテーション

ア 日時

(ア) 実施日：令和7年7月22日(火)

(イ) 場 所：甲斐市役所新館(竜王北部公民館)3階 視聴覚教室
(山梨県甲斐市篠原 2610 番地)

イ 実施方法

(ア) 所要時間は1者あたり50分程度。(説明30分、質疑応答20分程度)

- (イ) 録音録画禁止。
 - (ウ) 提出された技術提案書等以外の使用は認めない。ただし、技術提案書等をプロジェクタに投影し、プレゼンテーションすることは可能とする。
 - (エ) プレゼンテーションに際し、必要な機材のうち、プロジェクタ、HDMI ケーブル及びスクリーンは本市が用意する。その他必要なパソコン等の端末機器は、参加者が用意すること。
 - (オ) プレゼンテーションの出席人数は最大 5 名までとする。
 - (カ) 各参加者のプレゼンテーションの順番は、参加申込の提出順とする。
 - (キ) プレゼンテーションの開始時間は別途メールにて通知する。
 - (ク) 参加者は他の参加者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
 - (ケ) 参加者が指定の時間に遅れた場合は審査対象としない。
- (3) 審査結果の通知及び公表
- ア 審査の結果は、応募者全てに文書で通知し、その概要を本市ホームページで公表する。公表内容は、原則として参加者数、参加者ごとの審査点順位第 1 位の数、最優秀提案者の名称及び総合審査点とする。なお、電話や口頭、FAX、電子メール等による審査結果及び評価内容、点数等に関する問い合わせには応じない。
 - イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。
- (4) 失格
- 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
- ア 受付期間を過ぎて提出書類が提出された場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - エ 本実施要領に違反すると認められる場合
 - オ 参加者の要件を満たさなくなった場合

8 事業予定者との協議、基本協定の締結及び本契約の締結

(1) 事業予定者

最優秀提案者を事業予定者とし、市との協議により、技術提案内容を踏まえ、事業の詳細な内容を調整し、決定する。

(2) 基本協定の締結

事業予定者による現地調査及び詳細協議を定めた基本協定を、事業予定者と締結する。

(3) 契約締結

ア 選定された事業予定者による現地調査及び詳細協議を行い、市は、本事業に係る契約の見積書の徴取相手として契約交渉を行う。契約締結のための見積の

金額は、提案時の金額から変更することも可能とする。ただし、変更となる根拠等を市へ提示することとし、公募時に市が示す上限価格を超えることはできない。また、市は、提案内容を尊重しながら仕様書の詳細について協議し、一部内容の変更を求めることができるものとする。

イ 市による補助事業の交付決定を受けた後、事業予定者と契約を行う。協議成立後、市と事業予定者との間で随意契約を締結する。なお、事業予定者が契約を辞退した場合若しくは契約締結前に応募資格を失った場合、又は虚偽の提案を行ったことが判明した場合は、当該事業者を失格とし、優秀提案者を新たに事業予定者とする。

9 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に係る全ての書類の作成及び提出に係る全ての費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取り扱い

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。なお、最優秀提案者の提出した書類の著作権に関しては、契約時点で本市に帰属するものとする。また、本市は応募者に無断で本提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。

(4) 市からの提出資料の取り扱い

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(5) 参加者の複数提案の禁止

参加者は、1つの提案しか行うことができない。また、協力会社においても、1つの企画提案しか協力することができない。

(6) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

(7) 虚偽の記載の禁止

提出書類に虚偽の記載をし、または重要な事実について記載をしなかった場合は、参加表明書又は技術提案書を無効とする。

(8) 関係法令等の遵守

受注者は、本事業の実施にあたり関係する法令等を遵守しなければならない。

(9) 仕様書

仕様書は公募型プロポーザルを実施するに当たり、最低限の要求事項を示すものである。提案を受け付けるに当たり、要求事項に対する手法や仕様書に記載していない独自の提案、計画実現性を高めるための具体的な提案がされることを期待する。仕様書は、事業予定者特定後、協議の上、技術提案内容等に応じて内容を変更できるものとする。